

利用料金

*令和3年度『介護報酬改定』後の新料金となっています。

◇要介護◇

要介護1～5の認定を受けている方が通常の1日利用（7時間以上～8時間未満）をした場合、以下のような利用料金になります。利用時間の短縮や延長、入浴サービスの有無などで料金が増減します。利用料金は1か月ごとの請求となり、お支払方法は『口座振替』と『現金払い』をお選びいただけます。

*介護職員処遇改善加算Ⅰは、利用料金1000円につき59円の請求となります。

*介護職員等処遇改善加算Ⅰは、利用料金1000円につき12円の請求となります。

*新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せて算定させていただきます。

*感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じ、5%以上の減少が見られたため、所定単位数の3%の加算を算定させていただきます。

	基本 サービス費	個別機能訓練加算Ⅰ（口）	サービス 提供体制 強化加算（Ⅰ）	入浴	食費	利用料金
要介護1	655円	Ⅰ（口）：85円	22円	40円	550円	1352円
要介護2	773円	Ⅰ（口）：85円	22円	40円	550円	1470円
要介護3	896円	Ⅰ（口）：85円	22円	40円	550円	1593円
要介護4	1018円	Ⅰ（口）：85円	22円	40円	550円	1715円
要介護5	1142円	Ⅰ（口）：85円	22円	40円	550円	1839円

*表記金額は、介護保険負担割合が1割負担での記載になります。負担割合証に応じ1割、2割又は3割の額になります。

*『入浴介助加算』については、家屋調査を行ない、入浴計画に基づき、個浴その他利用者様の居宅状況に近い環境して入浴介助を行なった時は、55単位算定させていただきます。

*機能訓練指導員の配置により個別機能訓練Ⅰ（イ）を受けた場合は、56単位を算定させて頂く事もあります。

◇要支援◇

要支援1～2の認定を受けている方の利用料金は、月単位の定額制になります（食費は食べた回数分の請求となります）。利用時間の短縮や延長での料金変化はありませんが、利用するサービスの違いにより、料金が増減します。利用料金は1か月ごとの請求となり、お支払方法は『口座振替』と『現金払い』をお選びいただけます。

*介護職員処遇改善加算は、利用料金1000円につき59円の請求となります。

*介護職員等処遇改善加算Iは、利用料金1000円につき12円の請求となります。

*新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せて算定させていただきます。

*感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じ、5%以上の減少が見られたため、所定単位数の3%の加算を算定させていただきます。

	基本サービス費	運動器機能向上加算	サービス提供体制強化加算(I)	利用料金	食費
	月単位の定額制				提供回数分
要支援1	1672円(入浴含む)	225円	88円	1985円	550円/食
要支援2	3428円(入浴含む)	225円	176円	3829円	550円/食

*表記金額は、介護保険負担割合が1割負担での記載になります。負担割合証に応じ1割、2割又は3割の額になります。